

## 議案第29号 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

国の指定地域で勤務する職員に対し、地域手当を支給することとしたもの。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
(給料) <p>第2条 給料は、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p>	(給料) <p>第2条 給料は、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第11条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じ</u></p>	追加
		追加

	<p>(住居手当)</p> <p><u>第11条の2</u> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第11条の4第1項又は第3項</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p><u>第11条の3</u> (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p><u>第11条の4</u> (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><u>第18条</u> 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)</p>	<p><u>て得た額とする。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第11条の3</u> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第11条の5第1項又は第3項</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p><u>第11条の4</u> (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p><u>第11条の5</u> (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><u>第18条</u> 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)</p>	改正 改正 改正 改正 追加
--	--	---	----------------------------

	<p>及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の合計に相当する勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。</p> <p>5 第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定め</p>	
	<p>及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の合計に相当する勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。</p> <p>5 第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定め</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額\_\_\_\_\_の合計額を加算した額に100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額\_\_\_\_\_とする。

4・5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第21条の2 第10条から第11条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当\_\_\_\_\_、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第21条の2 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手

追加

追加

改正

追加

<p>当の支給の方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>(現業職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第26条 現業職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。)の給与は、給料、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当</p>	<p>当の支給の方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>(現業職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第26条 現業職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。)の給与は、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
--	--	-------------------------------

及び退職手当とする。ただし、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員の給与は、給料\_\_\_\_\_、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 (略)

当及び退職手当とする。ただし、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 (略)

追加

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p>	追加 追加
<p>(住居手当)</p> <p><u>第5条の2</u> (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、<u>第5条の2</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(住居手当)</p> <p><u>第5条の3</u> (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、<u>第5条の3</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	改正 改正

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定による給料表が適用される職員については、給料<u>及び扶養手当</u>_____の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて市長が定める額とする。</p>	<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定による給料表が適用される職員については、給料、<u>扶養手当及び地域手当</u>の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて市長が定める額とする。</p>	改正

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年小松島市条例第20号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第2条第1項</u>に規定する取決めに反すこととなった場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(<u>地方公営企業労働関係法</u>)(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期</p>	<p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第1項</u>に規定する取決めに反すこととなった場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p>

間中，給料，扶養手当\_\_\_\_\_，住居手当及び期末手当を支給することができる。

間中，給料，扶養手当，地域手当，住居手当及び期末手当を支給することができる。

追加

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例 第20号。以下「給与条例」という。)第3条, 第4条, 第5条, 第8 条から<u>第11条の2まで</u>, 第15条から第17条まで及び第2 1条の規定は, 任期付職員には, 適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例 第20号。以下「給与条例」という。)第3条, 第4条, 第5条, 第8 条から<u>第11条まで, 第11条の3</u>, 第15条から第17条まで及び第2 1条の規定は, 任期付職員には, 適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	改正

小松島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小松島市条例第5号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正後（案）	備考						
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第16条の2 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(※表抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第11条の3第2項第2号</u></td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</td> </tr> </table>	<u>第11条の3第2項第2号</u>	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	<p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第16条の2 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(※表抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第11条の4第2項第2号</u></td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</td> </tr> </table>	<u>第11条の4第2項第2号</u>	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	
<u>第11条の3第2項第2号</u>	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)						
<u>第11条の4第2項第2号</u>	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)						
		改正						

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与<u>条例第11条の3第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「高齢者部分休業(小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与<u>条例第11条の4第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「高齢者部分休業(小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	改正

小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)新旧対照表【第8条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例<u>第11条の3第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「修学部分休業(小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例<u>第11条の4第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「修学部分休業(小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	改正